

保保発 0523 第 2 号
保国発 0523 第 1 号
保高発 0523 第 1 号
保連発 0523 第 1 号
令和 5 年 5 月 23 日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
後期高齢者医療主管課（部）
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局
全国健康保険協会
健康保険組合
健康保険組合連合会
関係各省共済組合等所管課（室）

御中

厚生労働省保険局保険課長
(公印省略)
厚生労働省保険局国民健康保険課長
(公印省略)
厚生労働省保険局高齢者医療課長
(公印省略)
厚生労働省保険局医療介護連携政策課長
(公印省略)

「オンライン資格確認等システムにおける正確な資格情報等の登録について」 の一部改正について

医療保険制度の円滑な運営に当たりましては、平素より格段のご努力、ご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

保険者等が加入者の資格情報等を医療保険者等向け中間サーバー等（以下「中間サーバー」という。）へ登録する際の留意事項については、「オンライン資格確認等システムにおける正確な資格情報等の登録について」（令和 5 年 4 月 14 日付け保保発 0414 第 1 号、保国発 0414 第 1 号、保高発 0414 第 1 号、保連発 0414 第 1 号厚生労働省保険局保険課長、国民健康保険課長、高齢者医療課長、医療介護連携政策課長連名通知。以下「連名通知」という。）によりお示ししているところです。

今般、保険者等から加入者本人のものと異なる個人番号が中間サーバーへ登録されたため、別の方の医療情報が第三者に閲覧された事案が新たに発生したことを受け、連名通知の内容を別添のとおり一部改正しますので、対応につき遺漏なきようお願い申し上げます。

また、今般の事案を受け、各保険者等において、過去に中間サーバーへ登録した加入者の資格情報等について、現行の連名通知「1. 個人番号の取得・登録・修正を行う際の基本的留意事項」に照らし、これに沿わない確認方法で個人番号を取得・登録していたことがないか、改めて点検を行っていただくとともに、該当する加入者の資格情報等について、7月31日（月）までに、以下のとおり、正しい個人番号が登録されていることを確実に点検していただきますようお願いいたします。

併せて、オンライン資格確認における迅速かつ正確なデータ登録の更なる徹底を図る観点から、6月1日（木）以降の新規加入者に係る資格取得届及び被扶養者異動届（以下、「資格取得届等」という。）については、当該届出に個人番号ほか必要な事項が記載されている場合又は5情報（漢字氏名、カナ氏名、生年月日、性別、住所）が記載されている場合に限って届出を受け付けることとし、その他の場合については、事業主に当該情報の記載を求めていただくようお願いします。

なお、都道府県におかれでは、貴管内の市町村及び国民健康保険組合への周知を、関係各省共済組合等所管課（室）におかれでは、所管の共済組合等への周知をお願いいたします。

記

1. 過去に登録した加入者の資格情報等の点検・修正の依頼

(1) 点検対象となるべき加入者情報

点検の対象となるべき加入者情報は、以下のとおり。

- ・ 地方公共団体情報システム機構（J-LIS）への照会（以下「J-LIS照会」という。）により加入者の個人番号を取得・登録したものであって、カナ氏名又は漢字氏名、生年月日、性別の3情報以下により照会し、適切な確認を行わずに当該個人番号を取得・登録したもの（資格喪失者を含む）
- ・ J-LIS照会結果に複数の個人番号が表示された場合に一律に一定のデータを取り込む仕様により、複数候補の中から個人番号を取得・登録したもの
- ・ 中間サーバーにおける個人番号誤入力チェック機能により検知された不一致事例として各保険者等に通知されたものについて、適切な確認作業を行わなかつたもの

(2) 点検・修正作業

(1) 示す加入者情報について、

- ・ 中間サーバーに登録した個人番号によりJ-LIS照会を実施した上で、照会結果の5情報（漢字氏名、カナ氏名、生年月日、性別、住所）が加入者本人の5情報と一致することを確認する
- ・ 上記により確認できないものについては、事業主等に加入者本人の個人番号を確認できる資料（マイナンバーカードの写しや個人番号が記載された住民票の写し）の提供を求める

等の方法により、正しい個人番号が登録されていることを確実に点検してください。

さい。

当該点検の過程で、異なる個人番号が登録されていることが判明した事案については、連名通知「2. 異なる個人番号が登録されていることを検知した場合の対応手順」に従った対応を行ってください。

以上について、6月30日（金）までに作業状況の報告をいただくとともに、7月31日（月）までに、必要な点検及び修正作業を終えてください。報告に当たっての手順等は別途お知らせします。

2. 連名通知の主な改正内容（改正後の連名通知は別紙参照）

- (1) 異なる個人番号が登録されていることを検知した場合の対応手順として、「③類似事案の有無についての点検」における詳細手順を追加し、異なる個人番号を登録した保険者等は、当該事案において異なる個人番号が登録された原因を特定の上、同様の方法で個人番号を取得・登録したケースについて、全件、中間サーバーに登録した個人番号と資格取得届等に記載された個人番号との突合を行った上で、事業主等に個人番号を確認できる資料（マイナンバーカードの写しや個人番号が記載された住民票の写し）の提供を求める等の方法により、正しい個人番号が登録されていることを確実に点検することを求めることとしたこと。
- (2) その他所要の改正を行うこと。

以上